

# 国立国会図書館

## 銀行勘定の金利リスク規制

—バーゼル銀行監督委員会の規制案と日本への影響—  
調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 887 (2015. 12. 21.)

はじめに

- I 銀行勘定の金利リスク
  - II 銀行勘定の金利リスクに関する現行の規制の枠組み
  - III 市中協議文書で提示された2つの案
  - IV 規制案が導入された場合の影響
- おわりに

- バーゼル銀行監督委員会は、銀行勘定の金利リスクに関する市中協議文書を公表し、同リスクを資本賦課の対象とする「第1の柱案」と、現行の枠組みを維持しつつも、その深化を図った「強化した第2の柱案」を提案している。
- そうした規制強化は、今後の金利上昇への備えや、トレーディング勘定の金利リスクに係る規制との平仄の確保に資すると考えられる。
- 一方で、仮に「第1の柱案」が導入されると、我が国の銀行経営、实体经济への資金供給、国債市場等に大きな影響が生じる可能性が懸念されている。また、「強化した第2の柱案」を導入したとしても、「第1の柱案」ほどではないが、影響の発生を指摘する声がある。

国立国会図書館  
調査及び立法考査局財政金融課  
あめみや たくし  
(雨宮 卓史)

第887号

## はじめに

銀行に関する国際金融規制を議論する場であるバーゼル銀行監督委員会<sup>1</sup>は、2015年6月8日に「銀行勘定の金利リスク (Interest rate risk in the banking book: IRRBB)」に関する市中協議文書<sup>2</sup>を公表し、IRRBBへの規制強化を提案した。

具体的には、いわゆるバーゼル規制<sup>3</sup> (国際的に活動を行う銀行に対する国際統一基準) の「第1の柱」(最低所要自己資本) の対象とする案と、現行の「第2の柱」(銀行の自己管理と監督上の検証) の枠組みは維持しつつも、その枠組みを強化する案の2つを提示している<sup>4</sup>。同委員会は、2015年9月11日までに寄せられたパブリックコメント<sup>5</sup>や定量的影響度調査を参考にしながら規制策定に向けた議論を再開しているが、現在のところ、最終的な規制の方向性は確定していない。また、規制案の最終化は2016年中に行う予定とされているが導入時期は未定である。

こうした規制強化策を導入することは、バーゼル銀行監督委員会がその目的として説明しているように、今後の金利上昇への備えや、トレーディング勘定の金利リスクに係る規制との平仄の確保に資すると考えられる。

しかし、その一方で、仮に「第1の柱案」が導入されると、我が国の銀行経営、実体経済への資金供給、国債市場等に大きな影響が生じる可能性が懸念されている。また、「強化した第2の柱案」を導入することになったとしても、「第1の柱案」ほどではないが、影響が生じるとの指摘が見られる。

本稿では、銀行勘定の金利リスクの説明から始め、現行のIRRBBに対する規制の枠組みを概観した後、市中協議文書における2つの規制強化案について説明し、仮にそれらの案が導入された場合に我が国に与える影響について考察する<sup>6</sup>。なお、今後のバーゼル銀

---

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2015年12月2日である。

<sup>1</sup> Basel Committee on Banking Supervision. 現在は、日本を含む28の国・地域の銀行監督当局及び中央銀行により構成されている。

<sup>2</sup> Basel Committee on Banking Supervision, *Consultative Document: Interest rate risk in the banking book*, Bank for International Settlements, 2015.6.8. <<http://www.bis.org/bcbs/publ/d319.pdf>> 市中協議文書とは、パブリックコメントの募集対象となる文書を指す。なお、いわゆる銀行業務を行っている金融機関には、国ごとに様々な名称が存在するが、本市中協議文書ではそれらをまとめてbankと呼んでいる。本稿でも、名称をやや意識的に区別して用いることとした第IV章第1節を除いて、便宜銀行という言葉を使うことにする。

<sup>3</sup> 「バーゼル合意、バーゼルI、II、IIIとは何ですか? いわゆるBIS規制とは何ですか?」日本銀行HP <<http://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/pfsys/e24.htm>>

<sup>4</sup> バーゼル規制の「第1の柱」(最低所要自己資本)及び「第2の柱」(銀行の自己管理と監督上の検証)、銀行勘定やトレーディング勘定といった専門用語の意味については、後ほど詳しく説明する。

<sup>5</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Comments received on the “Interest rate risk in the banking book - consultative document.”” Bank for International Settlements HP <<http://www.bis.org/bcbs/publ/comments/d319/overview.htm>>

<sup>6</sup> 本稿を執筆するに当たり、特に参照した文献は以下のとおりである。Basel Committee on Banking Supervision, *op.cit.*(2); 小立敬「バーゼル委員会が明らかにした銀行勘定の金利リスクの取扱いに関する市中協議文書」『野村資本市場クォーターリー』([ウェブサイト版]) 19(1), 2015 Summer, pp.1-20. <<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2015/2015sum01web.pdf>>; 佐原雄次郎「銀行の金利リスクへの規制強化—画一的な規制には馴染まず現行枠組みの強化が適切—」『みずほインサイト』2015.6.30. <<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/g1150630.pdf>>; 鳩間正也・種村知樹「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書の概要—第1の柱案と第2の柱案の両論を併記—」『金融財政事情』66(28), 2015.7.20-27, pp.28-32; 池尾和人「金融緩和政策の「副作用」への備えを金融機関のみに求めるべきではない—マクロ・プルーデンシャルな観点から整合性のとれた議論をすべし—」『金融財政事情』66(28), 2015.7.20-27, pp.33-35; 北野淳史「国内規制・監督上の論点—国際的な議論の動向にかかわらず既存の枠組みの見直しは喫緊の課題—」『金融財政事情』66(28), 2015.7.20-27, pp.36-41; 水野裕二「新たな規制が日本の銀行経営に与える影響—銀行のガバナンスに変革が要求される—」『金融

行監督委員会での議論で規制内容が変わっていけば、それに伴い与える影響も変わりうる。

## I 銀行勘定の金利リスク

### 1 銀行勘定とは

銀行が行う取引は、トレーディング勘定または銀行勘定のいずれかで経理される。トレーディング勘定<sup>7</sup>は、金利等の変動による短期的な売買差益の確保を目的に行う取引を対象としている。一方、銀行勘定は、預金や貸出を中心とした取引を経理するための勘定である。短期的な売買を目的として保有している有価証券はトレーディング勘定に計上されるが、満期まで保有することを目的とした債券やその他有価証券は銀行勘定で保有される。邦銀は、商業銀行業務<sup>8</sup>が中心であり、バランスシート（貸借対照表）の大部分を銀行勘定が占めるが、欧米の投資銀行業務<sup>9</sup>を中心に行っている銀行においてはトレーディング勘定が大半を占め、国や中心とする業務によって銀行のバランスシートの構造は大きく異なる<sup>10</sup>。

銀行勘定の特徴<sup>11</sup>としては、まず、そこに計上されている資産・負債の期間が長いという点が挙げられる。また、将来のキャッシュフローが不確実であり、その把握が難しいという側面がある。例えば、流動性預金の中には、満期の定めがなく預金者の要求によって随時払い出されることになっているものの、実際は引き出されることなく銀行に長期間滞留するものが多い（こうした預金は安定預金と呼ばれ、さらに、安定預金の中で市場金利の変化に非連動的な部分をコア預金と呼ぶ。）。加えて、固定金利ローンや定期預金においては、期限前償還や中途解約等、顧客の行動によって将来のキャッシュフローが大きく左右される。さらに、銀行勘定で保有している商品には、市場金利に対し完全には連動しない金利が適用されるものも多く、市場でのデータに基づき価格やリスクを直接的に把握できるトレーディング勘定の商品と比べてリスクの管理が難しいという特徴がある。

### 2 銀行勘定の金利リスクとその発生源

#### (1) 銀行勘定の金利リスクとは

銀行勘定の金利リスクとは、金利の変動により、銀行勘定のポジション<sup>12</sup>の経済価値（現在価値）や損益が変動することにより生じるリスクである<sup>13</sup>。

『財政事情』66(28), 2015.7.20-27, pp.42-47; バーゼル銀行監督委員会『金利リスクの管理と監督のための諸原則（日本銀行仮訳）』2004.7. 日本銀行 HP <[https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2004/data/bis0407a.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2004/data/bis0407a.pdf)>

<sup>7</sup> 我が国では、トレーディング勘定は「特定取引勘定」と定義されている。

<sup>8</sup> 預金等によって資金調達を行い、企業に融資を行う等の業務。

<sup>9</sup> 株式や債券の発行等による資金調達をサポートしたり、M&A に関するアドバイスを行ったりする業務。

<sup>10</sup> 佐原 前掲注(6); 廉「国際経済 バーゼル委、銀行の金利リスク規制強化と影響—資本賦課は回避の一方、依然懸念事項潜む—」『金融財政 business』10521 号, 2015.9.14, pp.4-8 等を参照。

<sup>11</sup> 枇々木規雄・岩熊淳太「銀行勘定の金利リスク管理モデル—修正期間収益アプローチと経済価値アプローチの比較—」『FSA リサーチ・レビュー』9 号, 2015.10, pp.6-7. <<http://www.fsa.go.jp/frtc/nenpou/09/01.pdf>> 等を参照。

<sup>12</sup> 銀行勘定のポジションとは、銀行勘定で計上されている諸商品を指す言葉である。

<sup>13</sup> 本項は以下の文献を参照した。Basel Committee on Banking Supervision, *op.cit.*(2); 佐原 前掲注(6); バーゼル銀行監督委員会 前掲注(6) pp.8-12.

経済価値とは、資産、負債、バランスシート外の商品から生じる正味のキャッシュフロー<sup>14</sup>を市場金利で割り引いた現在価値である。金利が変化すると割引率が変わったり、場合によってはキャッシュフロー自体が変化したりすることで既存の資産や負債等の現在価値が変化する可能性がある。一方、金利が変動し、純金利収入及びその他の金利感応的な収入・業務費用が変化することで、銀行の損益に影響が生じる可能性もある。

具体例として金利上昇のケースを考えてみよう。長期固定金利の貸出・債券を中心に資産の現在価値が低下し、調達コストも上昇するというリスクがあるが、その一方で調達サイド（負債サイド）においても負債の現在価値が低下し、資産サイドからの金利収益が増加するため、金利リスクは軽減される。つまり、金利リスクに対しては資産及び負債の両サイドを考慮する必要があり、また、経済価値及び損益の2つの視点が重要である。

## （2）発生源

銀行勘定の金利リスクの発生源としては、一般に次の4つが挙げられることが多い。

1つ目は、ギャップリスクである。これは、銀行勘定で計上されている資産、負債、バランスシート外の商品の満期ないしは金利改定のタイミングのずれから生じるものである。例えば、長期固定金利貸出のための資金を短期の預金で調達している銀行は、金利が上昇する際には、経済価値及び損益双方の低下に直面する可能性がある。預金に対して支払う金利は、短期のため満期を迎えた後に上昇するのに対し（可変的）、貸出は長期間にわたって低い固定金利のまま続くためである。また、負債における金利に先立ち資産における金利が下落した場合も、利ざやの減少等、銀行にとって負の影響が発生しうる。ギャップリスクの程度は、全ての金利が同じ量だけ同じ方向に変化しイールドカーブ（利回り曲線）<sup>15</sup>全体が平行移動するか（パラレルギャップリスク）、それとも、期間によって金利の変動幅が異なるか（ノンパラレルギャップリスク）によっても変わってくる。なお、イールドカーブ全体の平行移動によってどの程度資産や負債の価値が変動するかを表す指標に、デュレーション<sup>16</sup>と呼ばれるものがある。例えば、資産のデュレーションが負債のデュレーションよりも長期になっている状態でイールドカーブが上方パラレルシフトすると、資産の現在価値の低下幅が負債の現在価値の低下幅を上回り、自己資本の経済価値の低下につながる可能性がある。

2つ目は、ノンパラレルギャップリスクである。これは、期間の異なる金利が相対的に変動し、イールドカーブの形状が変化することに起因するものである。例えば、イールドカーブの傾きがスティープ化（急になること）したり、フラット化（平らになること）したりすることに伴うリスクである。

3つ目は、オプション性に起因するリスクである。大きく分けて、金利オプションや契約条項によって、金利の変化から自動的に生じる「自動的オプションリスク」と、金利の変化が顧客行動に影響を与える期限前償還や中途解約等の「行動オプションリスク」がある。後者の例としては、固定金利によるローンの借入者が金利下落局面で期限前償還を増

<sup>14</sup> 資産から生まれるキャッシュフロー（キャッシュイン）から、負債において発生するキャッシュフロー（キャッシュアウト）を引いたものに、バランスシート外の商品から生じる正味のキャッシュフローを加えたもの。

<sup>15</sup> yield curve. 横軸を期間（残存期間）、縦軸を金利（利回り）としてそれらの関係を表したカーブ。

<sup>16</sup> デュレーション（duration）は、債券等の平均回収期間を表すが、金利水準の小さな変化があった時に生じる経済価値の変化率という側面も持つ。デュレーションが長ければ、金利上昇に対する経済価値の下落幅が大きい。

加させることが挙げられる（期限前償還を行って、他行の低い固定ローンに借り換えた方が得をすると判断するため。）。また、固定定期預金を行っていた者は、金利上昇局面に、中途解約を増加させる傾向がある（低い金利の定期預金を引き出して、新たに高い金利のところで預金した方が得をすると考えるため。）。

4 つ目は、ベシスリスクと呼ばれるものであり、金利改定等の特徴が似ていても、支払利息と受取利息の金利調整の相関が不完全な場合には、キャッシュフロー等に予期せぬ変化が生じることがある。例えば、貸出金利を決める際の参照金利と、預金金利を決める際の参照金利が異なっていると、それらの相対的な変動によって予期せぬ影響が生じることもある。

## II 銀行勘定の金利リスクに関する現行の規制の枠組み

銀行は前述のような金利リスクに対応するために、内部モデル<sup>17</sup>を構築しながら精緻な管理を行っているところも多いが、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に係る現行の規制はどのようになっているのだろうか。本章では、我が国を含む多くの国の銀行規制として採用されているバーゼル規制の枠組みを簡単に述べた後、IRRBB に関する現行のバーゼル規制での取扱いを説明し、その見直しが検討されるに至った背景を説明する。

### 1 バーゼル規制の枠組み及び IRRBB に対する現行の取扱い

#### （1）バーゼル規制の枠組み

バーゼル規制には大きく分けて、「第 1 の柱」（最低所要自己資本）、「第 2 の柱」（銀行の自己管理と監督上の検証）、「第 3 の柱」（情報開示を通じた市場規律の適用）の 3 つの大きな柱があり、銀行が有する資産や直面するリスクの性質等に応じて、これら 3 本の柱によりリスク管理が行われている。

「第 1 の柱」は、自己資本比率（分数式で表され、分子は自己資本、分母は銀行が抱えるリスクの大きさに関する量（金額）である。現時点では、分母に勘案されるリスクには、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクがある<sup>18</sup>。）を 8%以上に保つことを銀行に要求し、銀行が抱えるリスクに応じて銀行に一律に自己資本を備えさせるものである。

「第 2 の柱」は、第 1 の柱では対応できないリスクを含めて、各銀行が抱えるリスクを銀行自らが把握・管理し、監督当局が各銀行のリスク管理状況を検証し、必要に応じて措置を講ずるものである。

「第 3 の柱」は、銀行が抱えるリスク及びその管理状況等を情報開示することで、市場規律を活用しようとするものである。

<sup>17</sup> 銀行は、それぞれ、顧客の行動や、預金の流入出及び滞留度合等の特徴を再現できるモデルを構築し、それらの将来予測、キャッシュフローの予測、リスク管理等に活用している。

<sup>18</sup> 信用リスクとは、取引先の倒産や経営の悪化等により、貸出金等の回収が困難になるリスクを指す。市場リスクとは、金利や為替、株価などの市場価格の変動により、金融資産・負債の価値が変動することで損失を被るリスクを指す。オペレーショナルリスクとは、役職員の活動やシステム等が不適切あるいは機能しないことで損失が発生する等、業務（オペレーション）に係るリスクを指す。

## (2) IRRBB に対する現行の取扱い

現在のところ、IRRBB は、「第 1 の柱」である最低所要自己資本比率には反映されず、銀行が適切に管理を行い、当局がそれをモニターする「第 2 の柱」の対象になっている<sup>19</sup>。一方、トレーディング勘定における金利リスクは、「第 1 の柱」の対象である。

バーゼル銀行監督委員会では、これまでも金利リスクに関する議論が複数回行われ、IRRBB についても資本賦課（リスクに応じて資本を積むよう求めること）を行うべきであるとする議論もあったが、2004 年に最終化された Principles for the management and supervision of interest rate risk: IRR Principles<sup>20</sup>（以下「IRR 原則」）においては、各国金利環境の相違やリスクを管理する銀行実務の収斂が見られないこと等を背景に、国際的に調和した「第 1 の柱」の枠組みに位置付けるのではなく、「第 2 の柱」の下で取り扱うこととされた<sup>21</sup>。

我が国においては IRR 原則を踏まえ、「アウトライヤー基準」（outlier. 異常値をチェックする基準）が設けられている。これは、一定のストレスシナリオ<sup>22</sup>の下でのリスク量が、基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）<sup>23</sup>の合計額の 20%を超える場合は、当局がリスクの削減や自己資本の増強を求める制度である。

## 2 IRRBB に関する規制の見直しの背景

このように銀行勘定の金利リスク（IRRBB）は「第 2 の柱」の対象とされてきたが、2013 年頃から以下の 2 点を背景として、IRRBB を「第 1 の柱」の対象とすべきかどうかについて、バーゼル銀行監督委員会で検討が行われてきた。

1 点目は、IRRBB は「第 2 の柱」の対象であるのに対し、トレーディング勘定における金利リスクは「第 1 の柱」の対象であるため、銀行による両勘定間での規制裁定行為が問題とされている点である。銀行にとっては、リスクに応じて機械的に資本の上乗せが求められる「第 1 の柱」は負担が大きく、トレーディング勘定で保有しているポジションを銀行勘定に移すことで、金利リスクに伴う資本賦課を回避しようとする動きがあったとされている。ただし、銀行勘定では信用リスクは「第 1 の柱」の対象であるため、当該ポジションに信用リスクがある場合は資本賦課が求められる。

2 点目は、世界的に低金利が続いているため、将来の金利上昇に対する備えが必要であるという点である。

こうした背景から、2015 年 6 月 8 日にバーゼル銀行監督委員会は「銀行勘定の金利リスク」と題する市中協議文書を公表し、IRRBB に対する規制強化を提案している。

<sup>19</sup> 一方で、金利リスクのモニタリング、計測の特性や手法について、自国の銀行の間に十分な均質性があると考える監督当局は、最低所要自己資本を積むことを要求してもよいとしており、現在オーストラリアを含む 2 か国が IRRBB を第 1 の柱として位置付けている。小立 前掲注(6), p.2.

<sup>20</sup> バーゼル銀行監督委員会 前掲注(6)参照。

<sup>21</sup> Basel Committee on Banking Supervision, *op.cit.*(2), p.9.

<sup>22</sup> ストレスシナリオにおける金利ショック幅は、①上下 200 bps（ベースポイント）つまり 2%、または、②保有期間 1 年、最低観測期間 5 年で計測される金利変動を小さい方から順に並べた時の全体の 1%目と 99%目にそれぞれ相当する金利変動幅のいずれかである。「参考：保有債券の現況」栃木信用金庫 HP <<http://www.shinkin.co.jp/tochigi/00kaiin/19-09yuuka.pdf>>; 「バーゼルⅡ 第 2 の柱の実施について」2006.3.31, p.15, 金融庁 HP <<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/20060331-8/02.pdf>>

<sup>23</sup> 自己資本として質の高いものが基本的項目であり、それ以外が補完的項目である。基本的項目には、例えば、資本金、法定準備金、剰余金等が含まれる。

### Ⅲ 市中協議文書で提示された2つの案

市中協議文書では、IRRBB に対する規制のあり方について、現行の「第2の柱」から「第1の柱」の対象に移行する案と、「第2の柱」の対象という枠組みは維持しつつも、その枠組みを強化する案の2つが提案されている。

「第1の柱案」を提案した理由としては、対象となる全ての金融機関に一律に規制を施すことで国際的な一貫性を促進したいということがある。現行の「第2の柱」の枠組みでは、IRRBB の算出に関する手法等は、みな同じ IRR 原則に基づいているにもかかわらず国によって大きく異なっている。その結果、IRRBB に対して有することが期待される資本の量も国ごとに異なる。そこで「第1の柱」によるアプローチを導入することで、比較可能性や公平な競争環境の整備に大きく寄与できると説明されている<sup>24</sup>。

一方で同文書は、2003年にIRRBBを「第2の柱」でとらえることが適切との結論に至った理由は現在でもある程度は有効であるとも述べている。そして、その主な理由は、銀行や市場環境、扱う商品の特徴等が国によって大きく異なる中で標準的なモデルを用いることの困難さにあったため、バーゼル銀行監督委員会は今回、「強化した第2の柱」の枠組みも諮ることにしたとしている<sup>25</sup>。

両論併記となることは異例であり、その背景には各国の意見の対立があるとされる。ドイツや英国が「第1の柱案」を支持する一方、我が国や米国はその規制案に反対の立場をとっていると言われる。反対意見が上がる理由としては、「第1の柱案」が導入された場合の影響が国によって大きく異なるためだと推定される。例えば、我が国や米国の銀行等は債券を多く保有しており、「第1の柱案」が導入されると、金利上昇リスクに見合うだけの資本の上積みが多く求められ大きな打撃を受ける可能性があるのに対し、ドイツや英国の銀行等の国債保有率は低い<sup>26</sup>。しかし、市中協議文書で提示されている金利リスクシナリオは金利の上方パラレルシフトだけでもなければ、金利リスクも国債の保有に限ったことでもないことに留意する必要がある。

本章では、市中協議文書で提案された2つの案のそれぞれについて、詳しく見ていくこととしたい<sup>27</sup>。

#### 1 第1の柱案

##### (1) 概要

「第1の柱案」においては、自己資本賦課の対象となる金利リスクを算出するための標準的手法が示されている。「第1の柱」の対象となることは、算出された金利リスク量が機械的に自己資本比率の分母に勘案され、各銀行は自己資本比率規制を遵守するだけの自己資本を具備するよう求められることを意味する。その手法は、概略的に言えば、資産・負債の両面を勘案し、金利リスクシナリオの下での経済価値の損失額を金利リスクとみなす経済価値アプローチをベースとしている。ただし、資本賦課額（IRRBB 最低所要

<sup>24</sup> Basel Committee on Banking Supervision, *op.cit.*(2), p.9.

<sup>25</sup> *ibid.*

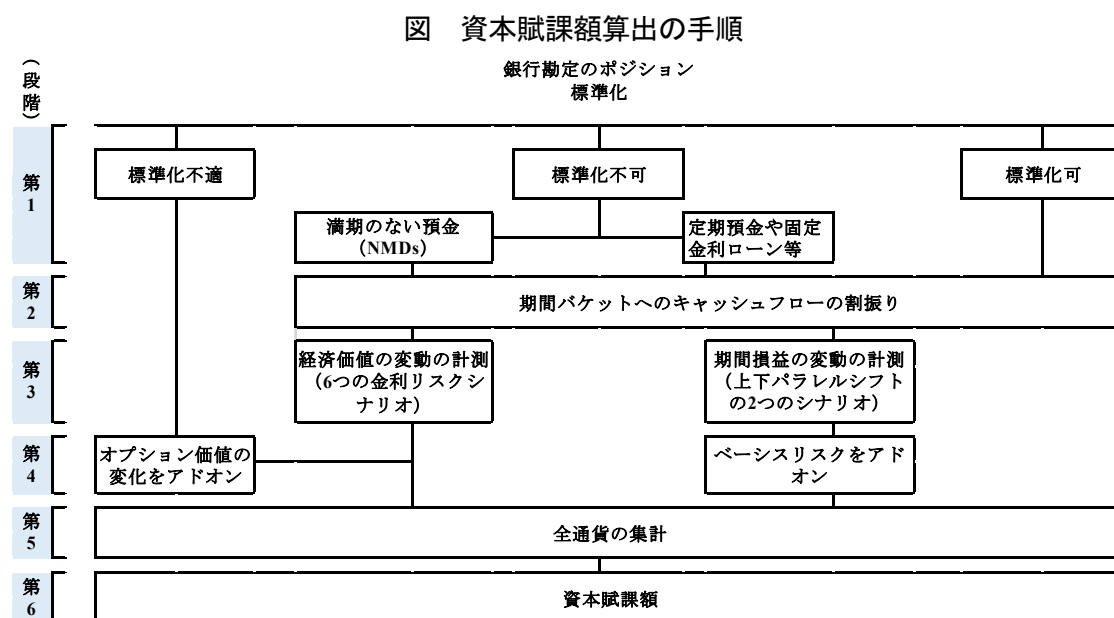
<sup>26</sup> 「日米、数値基準に反発 国債保有に新規制 邦銀、経営への影響見極め」『日本経済新聞』2015.6.9.

<sup>27</sup> 本章の記述は、Basel Committee on Banking Supervision, *op.cit.*(2); 小立 前掲注(6); 鳩間・種村 前掲注(6); 水野 前掲注(6)等の文献を参照した。

自己資本額)の算出の過程では金利リスクをとらえるもう1つの視点である期間損益<sup>28</sup>を勘案する方法(期間損益アプローチ)も1つの案として提示されている。経済価値の変動測定に当たっては、6種類の金利リスクシナリオ<sup>29</sup>が適用され、最大の損失値が採用される。経済価値は、将来のどの時点(期間)にどれくらいのキャッシュフローがあるかということと、現在価値に割り引くための金利が定まることで決定するが、後者は金利リスクシナリオを選択することと同じである。一方、前者に関しては、顧客による行動等によりキャッシュフローが不確実性を持っていることから、銀行は内部モデルを構築して将来のキャッシュフローの予測を行ってきたが、今回提示されている標準的手法では、一部銀行独自の内部推定の利用を許容しつつも、なるべくキャッシュフローの割振り等が標準化されるようになっている。

## (2) 資本賦課額算出の手順

資本賦課額算出の具体的な手順は次のとおりである(図参照)。



(出典) Basel Committee on Banking Supervision, *Consultative Document: Interest rate risk in the banking book*, Bank for International Settlements, 2015.6.8, p.11. <<http://www.bis.org/bcbs/publ/d319.pdf>> を基に筆者作成。

第1段階では、金利変化に感応的なポジション<sup>30</sup>(interest rate-sensitive banking positions)を、標準化への従順性(amenability)に基づいて3つのグループに分類する。その3つとは、標準化可(amenable. 満期日や金利改定日が明確であり、そうした日々に基づいてキャッシュフローを割り振ることができるポジション)、標準化不適(less amenable. 自動的オプションリスクを有し満期や金利改定に不確実性があるポジション)、

<sup>28</sup> 会計期間内の損益。

<sup>29</sup> 上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利下落の6つである。第I章第2節(2)を参照。

<sup>30</sup> ポジションの説明は、前掲注(12)を参照。



標準化不可（not amenable. 満期がなかったり、満期日等があっても行動オプションリスク<sup>31</sup>による不確実性のため、それに従ってキャッシュフローを割り振るのが妥当でないポジション）である。

第2段階では、キャッシュフローを19個の期間バケット（time buckets. 期間区分）に割り振る<sup>32</sup>。標準化可のポジションについては、満期日又は金利改定日ベースで割り振る。標準化不適のポジションについては、キャッシュフローを期間バケットへ割り振ることになじまないため、第2段階は飛ばし第4段階に進む。

また、標準化不可のポジションのうち、満期がなく預金者が常に引出し可能な預金（Non-maturity deposits: NMDs）については、コア預金<sup>33</sup>とノンコア預金に区分した上でキャッシュフローを期間バケットに割り振る。コア預金がどの程度あるかを見積もり、それをどのように期間バケットに割り振るかということは、IRRBBに関する内部管理のうちで重要な作業の1つであるが、提示された標準的手法では、ある程度銀行の裁量を認めつつも、コア預金として認識できる額に上限を設け、さらに割振り方についても平均満期や最長満期に制約が付いている。一方、定期預金、固定金利ローン等については、中途解約率や期限前償還率に関するパラメータを基にして期間バケットに割り振る。これらのパラメータは上記6種類の金利リスクシナリオ<sup>34</sup>によって値が変わるものであるが、市中協議文書で提示されている一律の固定値を用いるか、銀行独自に内部推定を行うことも許容されている。

第3段階では、標準化可及び標準化不可の両者を合算したキャッシュフローに6つの金利リスクシナリオを適用させ経済価値の変動を測定する。与える金利ショックの大きさは、各国の金利水準を考慮し、我が国のように金利水準の低い国は小さくなるような工夫がされている。また、同じキャッシュフローに上方パラレルシフト及び下方パラレルシフトの2つの金利リスクシナリオを適用させ、期間損益の変動を計測する。

第4段階では、アドオン（追加）を行う。経済価値の変動については、第3段階で得られた結果に、第2段階で飛ばしていた自動的オプションの価値変化を加える。一方、期間損益についてはベースリスクを加える。

第5段階では、第4段階まで通貨ごとに行ってきた作業を全通貨にわたって集計する。

第6段階では、IRRBB最低所要自己資本額を決定するが、経済価値の変動額のみ注目する方法や経済価値の変化のほか期間損益の変動も考慮に入れる方法等、複数の方法が提示されている。

## 2 強化した第2の柱案

### (1) 概要

バーゼル銀行監督委員会が市中協議文書で提案している「第2の柱案」は、ハイレベル原則と開示による市場規律（「第3の柱」）に基づく「強化した第2の柱（enhanced Pillar 2）」である。ハイレベル原則は既存のIRR原則に置き換わるもので、(i) 資本へ

<sup>31</sup> 自動的オプションリスクと行動オプションリスクの説明は、第1章第2節を参照。

<sup>32</sup> 19個の期間バケットとは、オーバーナイト、オーバーナイト超1か月以下、1か月超3か月以下、（…中略…）、10年超15年以下、15年超20年以下、20年超等の計19個の期間区分を指す。

<sup>33</sup> コア預金の説明は第1章第1節を参照。

<sup>34</sup> 前掲注(29)参照。

の影響、(ii) 開示の強化、(iii) 監督当局間でのピアレビューという観点から従来の枠組みを強化するものである。ハイレベル原則は、12 の原則から構成されており、原則 1-原則 9 は銀行向け、原則 10-原則 12 は監督当局向けとなっている。このうち、原則 8 は開示に関する規定である。

これらの原則の適用に当たっては、銀行の性質や規模、複雑性等を踏まえること（比例原則）とされており、「第 1 の柱」によって画一的に規制が適用される場合と比べると国や銀行の特性に応じた柔軟な対応をとることができると言えよう。

ただし、比較可能性向上等の観点から、「強化した第 2 の柱」の枠組みにおいても「第 1 の柱案」で用いられる標準的手法による計測・開示を義務付けるべきか否かについて賛否が問われている。以下では、現行の枠組み（第Ⅱ章第 1 節（2）参照）からの主な変更点を整理する。

## （2）現行の枠組みからの主な変更点

### （i）資本への影響

- ・ アウトライヤー規制の強化（ただし、アウトライヤー基準の超過は過大な金利リスクを抱えている可能性を示すにとどまり、実態的な判断は当局に委ねられているため、機械的な資本の積増しにはならない）。
- ・ 内部モデルを用いた金利リスクの計測において、「第 1 の柱案」の標準的手法で用いられる 6 つのシナリオの使用の義務付け<sup>35</sup>。
- ・ 内部モデルに対する各国当局によるパラメータの制限や監督上の検証プロセスの導入。
- ・ 「第 1 の柱案」で用いられる標準的手法による金利リスク量の計測及び当局への報告の義務付け。

### （ii）開示の強化

現状においては、経済価値アプローチまたは期間損益アプローチによって計測されたリスク量及び主要な前提を開示することとされているが、「強化した第 2 の柱案」においては、定量面・定性面から開示の充実を図ることが提案されている。

- ・ 定量面では、銀行が IRRBB を計測するために内部で選択した金利リスクシナリオに従った経済価値の変動及び期間損益の変動の開示を要求する。また、比較可能性向上の観点から「第 1 の柱案」で用いられる標準的手法による金利リスク量に関しても新たに開示を要求する。
- ・ 定性面では、金利リスク量に対する評価のほか、金利リスクに対するガバナンスやリスク管理の枠組み等についても開示を要求する。

### （iii）当局間でのピアレビュー

各国間で、監督当局の対応にある程度の一貫性を持たせるために、当局同士のピアレビューの導入も検討されている。

---

<sup>35</sup> 現行は、200bps の上下パラレルシフト等である。前掲注(22)参照。

## IV 規制案が導入された場合の影響

こうした規制強化案を導入することは、その目的にもあるように、今後の金利上昇への備えに資することになるほか、銀行勘定とトレーディング勘定間の規制裁定行為（第Ⅱ章第2節参照）を行う余地をなくすことにつながると考えられる。

しかし、その一方で、仮に「第1の柱案」が導入されると、我が国の銀行経営、实体经济への資金供給、国債市場等に大きな影響が生じる可能性を懸念する声がある。また、「強化した第2の柱案」を導入することになったとしても、「第1の柱案」ほどではないが、銀行や市場等に影響が生じるとの指摘が見られる。

市中協議文書では、具体的な数値が未定になっているところがあったり、記述の意図するところが不明瞭になっている部分があったりするため、そうした影響を定量的に推し量ることは難しいが、どのような点が影響として懸念されているかについて、本章で整理することとしたい。

### 1 規制の対象

まず、影響を考えるに当たっては、バーゼル規制の及ぶ範囲について考えたい。今回バーゼル銀行監督委員会が規制の適用対象として想定しているのは、バーゼルⅡ<sup>36</sup>で述べられているのと同じ、国際的に活動する大手行である<sup>37</sup>。我が国では、これまでも、そうした海外に営業拠点を有する預金取扱金融機関に対し、国際統一基準と呼ばれるバーゼル規制と同内容の規制を施してきた<sup>38</sup>。例えば、いわゆる3メガバンクは国際統一基準行に該当する。他方、海外に営業拠点を有しない預金取扱金融機関に対しては、我が国オリジナルの国内基準が設けられ規制が施されてきた<sup>39</sup>。地域金融機関の中には国内基準が適用されているところも多いが、国際統一基準か国内基準かの違いは、いわゆるメガバンクか地方銀行かといった区別とは異なる。地方銀行であっても、海外に営業拠点を有する機関は、国際統一基準が適用されているところもある<sup>40</sup>。そのため、仮に銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に関するバーゼルの規制案が採用された場合、そうした金融機関も規制の対象となる。

一方、IRRBB に関しても国内基準が設けられるか否かは現時点では不明である。国際統一基準が適用される機関のみが規制対象となる可能性もあるし、監督当局が一貫性や、国際的に活動を行う預金取扱金融機関と国内のみで活動を行う預金取扱金融機関との公平性を確保したいと考えれば、IRRBB に関して国内基準が設けられ、ダブルスタンダードとなる可能性もある<sup>41</sup>。実際、市中協議文書にも、そうした理由により国際的に活動する

<sup>36</sup> バーゼル規制はこれまで複数回見直しが行われており、最初がバーゼルⅠ、次がバーゼルⅡ、そして2010年に合意されたのが、バーゼルⅢである。「バーゼル合意、バーゼルⅠ、Ⅱ、Ⅲとは何ですか？」いわゆるBIS規制とは何ですか？」前掲注(3)参照。

<sup>37</sup> Basel Committee on Banking Supervision, *op.cit.*(2), p.55.

<sup>38</sup> 「バーゼル合意、バーゼルⅠ、Ⅱ、Ⅲとは何ですか？」いわゆるBIS規制とは何ですか？」前掲注(3)参照。

<sup>39</sup> 国内基準が適用されている預金取扱金融機関の業態は幅広く、銀行、信用金庫・信用組合、労働金庫、農水系統（農漁協等）等がある。

<sup>40</sup> 「バーゼル銀行監督委：規制2案併記 金利リスク、「一律に」「各国で」『毎日新聞』2015.6.9.

<sup>41</sup> 池尾 前掲注(6)

大手行以外に適用してもよいとの説明がなされている<sup>42</sup>。

## 2 第1の柱案が導入された場合の影響

仮に「第1の柱案」が導入された場合、以下のような影響の発生を懸念する声がある。

### (1) 国債に関する影響

まず、国債に関する点が挙げられる。IRRBBに関する議論は、第Ⅲ章で見てきたように決して国債の保有のみに限定しているわけではなく、また、様々な金利ショックに対し資産、負債の両面を考慮しなくてはならないが、それでも、国債に関する指摘が多く見られるのは、一般的に我が国の銀行は他国の銀行と比べて国債を多く保有しているという特徴があるからである<sup>43</sup>。そうした銀行においては、国債を多く保有することで、金利上昇のリスクシナリオを与えた際の損失額が大きくなる可能性がある。

「第1の柱案」が導入された場合、IRRBBが機械的に自己資本比率の分母に勘案されることになるため、自己資本比率規制を遵守し続けるためには、分子の自己資本を増やすか、分母を小さくするために金利リスク量を減らさなくてはならない。3メガバンクを始めとする大手行については、日本銀行が量的・質的金融緩和で大量の国債購入を開始したことに呼応するように国債の売却を実施し、さらには、今後の金利上昇リスクに備えるためにも国債等の売却を進めており、金利上昇に伴う金利リスク量は近年減少している<sup>44</sup>。一方、大手行と比べ海外業務を通じた収益機会の追求が難しい地域金融機関では、国債の運用に頼っているところも多く、金利上昇に伴うリスクは横ばいか上昇を続けている<sup>45</sup>。前述したように、バーゼル規制が対象として想定しているのは国際的に活動する銀行等であるが、仮に、「第1の柱案」の内容を反映する形で国内基準が設けられた場合、そうした国内基準行等に対する影響は甚大なものになる可能性がある。

加えて、「第1の柱案」は画一的に標準的手法を適用するため、銀行等の反応も同一方向に振れやすい。多くの銀行等が資本賦課回避のために国債を一斉に手放すことがあれば、国債市場の混乱を引き起こす可能性がある<sup>46</sup>。現在、日本銀行が大量の国債の購入を伴う量的・質的金融緩和を実施しているため、国債の受け皿は確保されているが、将来、国債の購入の縮小が開始される状況で銀行業界が国債の運用に消極的であると、量的・質的金融緩和の出口政策、さらには国債の発行に影響が生じないとも言いきれない<sup>47</sup>。

### (2) 商業銀行の本源的な機能への影響や顧客へのコスト転嫁の可能性

また、「第1の柱案」の導入によって、商業銀行の資金供給機能や満期変換機能が損な

<sup>42</sup> Basel Committee on Banking Supervision, *op.cit.*(2), p.55.

<sup>43</sup> 『日本経済新聞』前掲注(26)

<sup>44</sup> 池尾 前掲注(6); 水野 前掲注(6); 金融庁『金融モニタリングレポート』2015.7, p.15等を参照。

<sup>45</sup> 池尾 同上; 金融庁 同上, pp.15-16等を参照。なお、『金融モニタリングレポート』で記されている指標は、金利がパラレルシフトで1%上昇したと仮定した場合における現在価値の変化の動向を示す。また、流動性預金が長期安定的に滞留する効果を考慮せず残存年数を一律1.5か月とするなど、保守的に算定している。

<sup>46</sup> 全国銀行協会「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」に対するコメント」2015.9.11. <<http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion270931.pdf>>等を参照。

<sup>47</sup> 同上; 池尾 前掲注(6)等を参照。

われたり、顧客へのコスト転嫁が発生したりする可能性も指摘されている<sup>48</sup>。商業銀行は、短期で資金調達を行い長期の貸出等を行うことで資金供給機能と満期変換機能を果たしており、それら機能は経済にストレスがかかっている時であっても継続することが期待される。しかし、「第 1 の柱案」が導入されると、ストレス時に金利リスクに面した資産等を縮小し、貸出を通じた資金供給が抑制されることで実体経済への悪影響が生じるのではないかと懸念されている。また、保有する資産のデュレーション（前掲注(16)参照）を短期化し、負債のデュレーションを長期化するインセンティブが生じる可能性がある。その結果、資産からの収益低下と調達コストの増加による銀行収益の低下が発生した場合は、預金レートを低下させる等の対処を銀行等がとることで顧客へのコスト転嫁が生じる可能性がある。

### (3) 標準的手法の採用による実態との乖離の可能性

「第 1 の柱案」導入によって透明性や比較可能性が増すことはありうる。しかし、貸出・市場運用のビジネスモデルは各国金融機関の商慣行によって大きく異なり、金利リスクも国や銀行ごとに千差万別である。そのため、標準的手法によって算出された金利リスク量は銀行の金利リスクの実態を反映できないとの声が上がっている<sup>49</sup>。「第 1 の柱案」では、画一的なリスク計量に適さない項目について銀行独自の推計値を利用することが可能とされているところもあるが、そうした様々なパラメータには上限や下限が設けられており、逆に外生的な数値を利用することがリスクの過小あるいは過大評価につながってしまうおそれがある。

不正確なリスク計測は、顧客サービスの悪化を招きかねず、また、銀行の金利リスクの実態を反映できていない算定結果に基づいて資本を上積みしても、銀行の資本の適切性に対する市場の信頼を確保することにはつながらない可能性があるとして指摘されている。

## 3 強化した第 2 の柱案が導入された場合の影響

「強化した第 2 の柱案」では、銀行が内部モデル等に基づいて IRRBB の把握・管理を行い、監督当局が検証・監督等を行うという現行の枠組みは維持されるため、「第 1 の柱案」が導入された場合に比べると影響は少ないとの見方もある。しかし、同案が導入されれば、第Ⅲ章第 2 節で見たような規制強化がなされることになる。規制強化自体は、現在、低金利状況が続いていること等を考えれば合理的なことだと言えよう。しかし、その一方で、「第 2 の柱」の枠組みであっても、比較可能性の向上等を目的として、内部モデルにおける計測及びリスク量の開示と共に、「第 1 の柱案」で提案されている標準的手法によるリスク量の計測・開示が求められる点に関しては反対意見が見られる。

その理由としては、①前述したように、標準的手法による計測では、金利リスクやコア預金等の実態を把握できないとの意見があることや、②市場参加者が内部モデルよりも標準的手法によって算出された金利リスクの数値に焦点を当てるようになると、その金利リスクを勘案した後の自己資本比率に関心が向かう可能性があり、結果的に「第 1 の柱

<sup>48</sup> 全国銀行協会 同上; 佐原 前掲注(6)等を参照。

<sup>49</sup> 全国銀行協会 同上; 佐原 同上; 小立 前掲注(6), p.20 等を参照。

案」が導入された場合に近いものになってしまうのではないかとの懸念<sup>50</sup>があるためである。

さらに、③内部モデルと共に標準的手法による計測・報告・開示を行うためには、システム開発や態勢整備が必要となり、過大な負荷がかかる可能性も指摘されている<sup>51</sup>。

しかし、「第 2 の柱」の枠組みでも標準的手法によって計測された金利リスク量を計測・開示すべきという点については、市中協議文書の中でバーゼル銀行監督委員会が特に意見を求めた項目の 1 つでもあり、今後の議論で内容が修正される可能性もある。

## おわりに

本稿では、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に関する 2 つの規制案とそのそれぞれが導入された場合の影響等について概観した。しかし、この 2 つの案のいずれかがそのまま導入されるというわけではなく、バーゼル銀行監督委員会に寄せられたパブリックコメントや定量的影響度調査を踏まえて、今後も規制の最終化に向けた議論が行われていく。内容が修正されることもあるだろう。そのため、引き続き動向が注目される。

金融は国際化が非常に進んでおり、国際的な協調にコミットすることが、我が国にメリットを及ぼすことも多分にあるが、国ごとに市場環境や銀行の特性等が異なるのも事実であり、規制策定に当たってはそうした点も考慮に入れる必要もある<sup>52</sup>。交渉参加者には、国内にとっても国際的にも利点が多く、多くの人が納得できるような規制作りを期待したい。

他方、IRRBB が「第 1 の柱」、「強化した第 2 の柱」のいずれに位置付けられることになったとしても、金利リスクへの対応という課題は消えることはない。今後も金融機関と監督当局が協力して金利リスクに対する備えを充実させていく必要があるだろう。

---

<sup>50</sup> 全国銀行協会 同上; 水野 前掲注(6)等を参照。

<sup>51</sup> 全国銀行協会 同上, p.6.

<sup>52</sup> 当初、金利上昇リスクを数値基準で計る案しかなかったが、「反対意見を粘り強くぶつけ… (中略) …2案の同時公表まで押し返した」との報道もある。『日本経済新聞』前掲注(26)